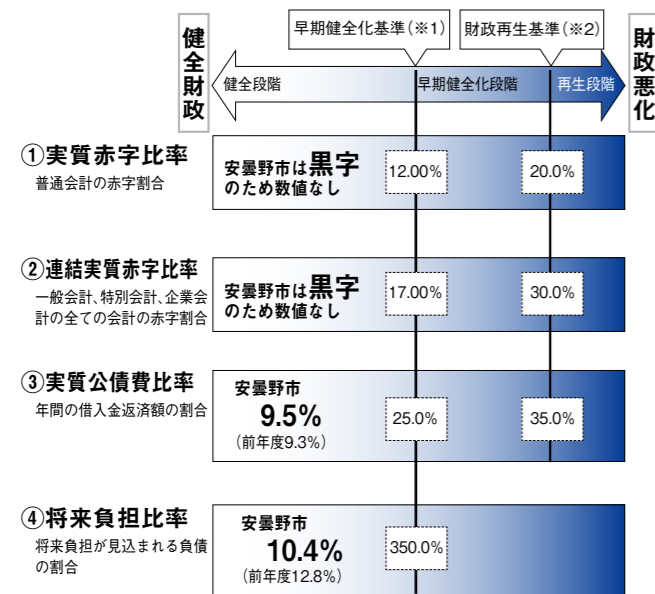


●旧合併特例事業債の活用状況（表3）

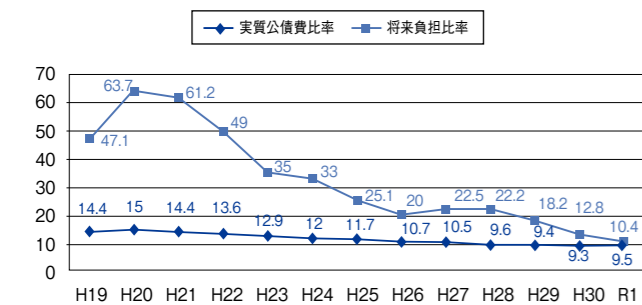
令和元年度	
旧合併特例事業債計	2,639.5
施設除却事業	22.2
保育所建設事業	414.6
一般会計出資債（上水道分）	279.1
新ごみ処理施設建設事業	1300.7
市道新設改良事業	243.4
【明許】市道新設改良事業	3.0
体育施設整備事業	332.0
【明許】体育施設整備事業	44.5

●財政の健全化判断比率（図2）



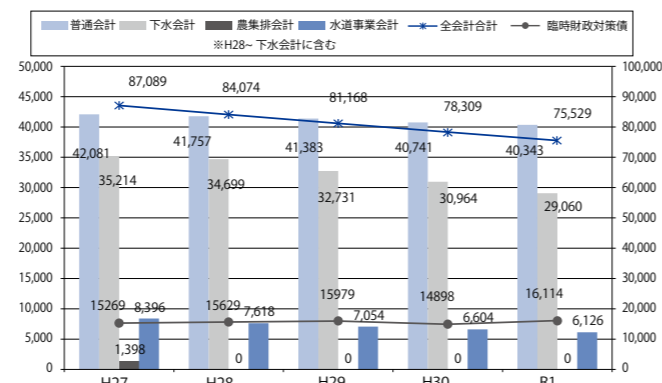
（※1）早期健全化基準を1項目でも上回った場合は、改善に係る個別の事項について、外部監査を受けなければなりません。
（※2）財政再生基準を1項目でも上回った場合は、議会の議決を経て財政再生計画を定め、総務大臣の同意を得なければ、一部を除き地方債を借りることができなくなるなど、国の管理下のもと財政の健全化が厳しく求められることになります。

●健全化判断比率の推移（グラフ4）



令和元年度の地方債の借入は、47億809万円で、この内26億3900万円が旧合併特例事業債です。令和元年度の活用事業は、表3のとおりです。各会計の地方債の残高は、グラフ3のとおりです。一般会計は、前年度に比べて新ごみ処理施設建設事業、体育施設整備事業など、大型の施設整備により市債の発行が増えたものの借換を行わなかったことなどにより、地方債残高は前年度を下回る結果となりました。

●地方債の残高（グラフ3）



自治体の財政状況の健全性を計る指標として「健全化判断比率」があります。この比率には、図2に示した4つの指標があります。このうち、収支が赤字となったときに算出される「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」については、市は黒字決算となっており、この指標を算定し始めてから赤字となったことはありません。また、借入金の返済にかかる経費等の割合を示す「実質公債費比率」や、地方債など将来の負担の

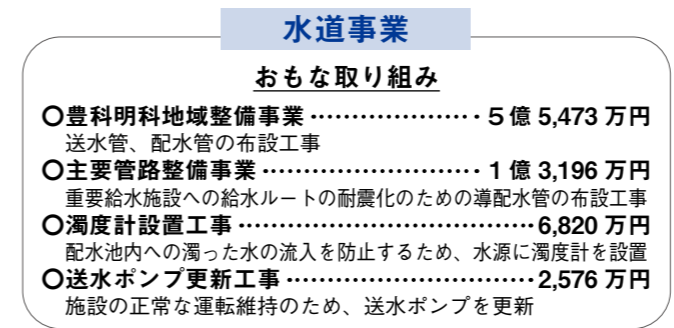
大きさを表す指標である「将来負担比率」については、国が定める財政再建策に取り組みなければならぬ水準（早期健全化基準・実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%）を大幅に下回る比率を維持しています（図2、グラフ4）。
なお、健全化判断比率に基づき、一般会計に関わる地方債発行残高403.4億円のうち、市の実質的負担額を試算すると、約43億円の負担となります。

旧合併特例事業債の活用状況と地方債の残高

●一般会計および特別会計（表1）

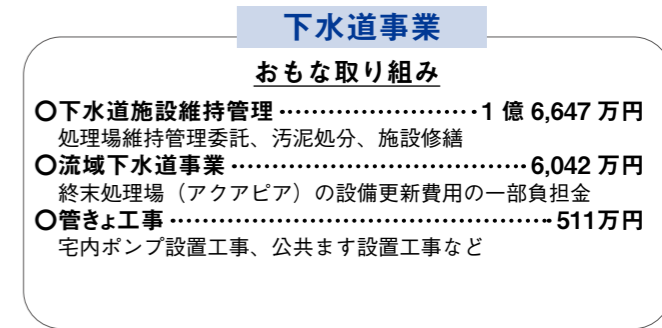
会計名	最終		決算額		予算現額に対する増減
	予算額	決算現額	歳入	歳出	
一般会計	42,319	43,562	42,978	42,166	△ 584
国民健康保険特別会計	10,187	10,187	10,235	10,167	48
後期高齢者医療特別会計	1,230	1,230	1,236	1,208	6
介護保険特別会計	9,337	9,337	9,312	9,167	△ 25
上川手山林財産区特別会計	3	3	3	1	2
北の沢山林財産区特別会計	3	3	3	2	1
有明山林財産区特別会計	4	4	4	3	1
富士尾山林財産区特別会計	1	1	1	1	0
穂高山林財産区特別会計	1	1	1	1	0
産業団地造成事業特別会計	19	19	19	19	0
有明荘特別会計	8	8	8	8	0
合計	63,112	64,355	63,800	62,743	△ 555

※決算額については、単位未満四捨五入しています。
※決算時の予算現額とは、当該年度の予算に前年度からの繰越明許費繰越額および事故繰越繰越額を加えたものになります。

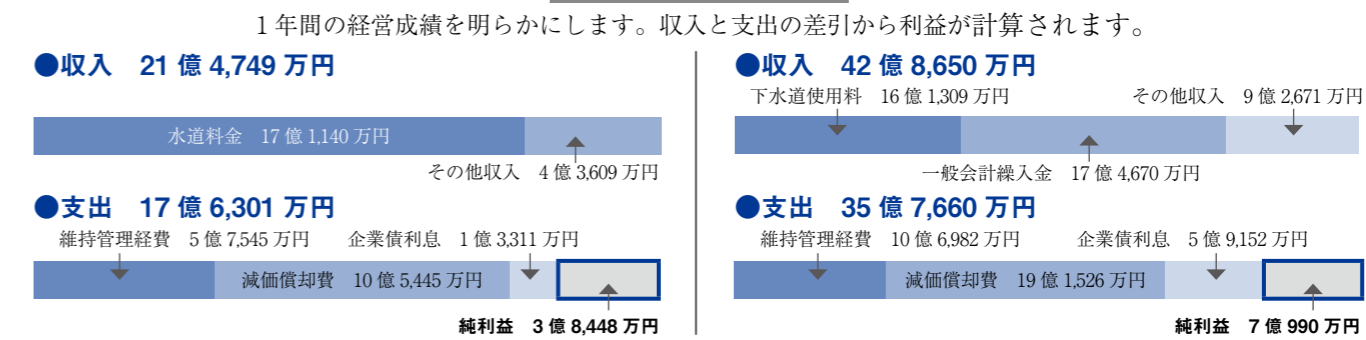


特別会計等の決算状況
一般会計および特別会計の決算状況は表1のとおりです。
水道事業、下水道事業は、皆さんからいただく料金や使用料で運営されています。令和元年度決算はそれぞれ黒字決算となりました。水道事業の黒字3億8448万円は後年度の設備更新のために、下水道事業の黒字7億990万円は企業債償還のために積み立てます。

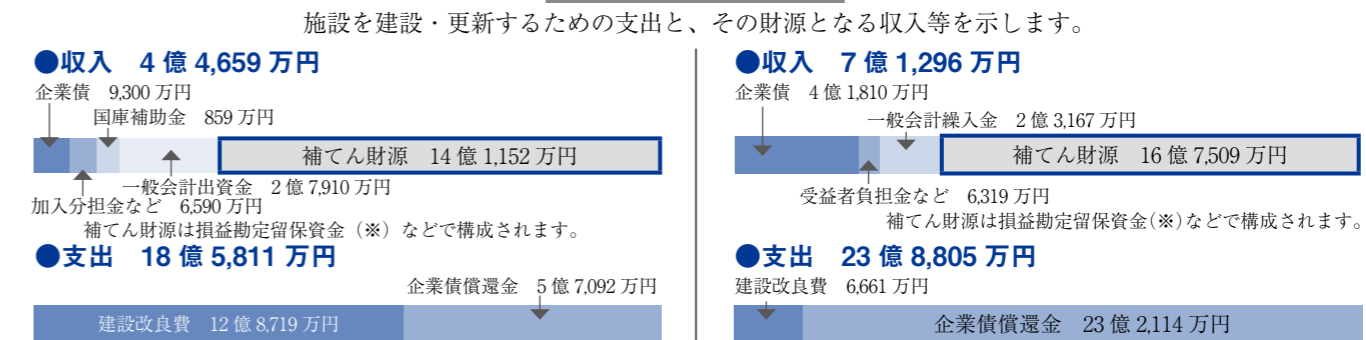
●水道事業会計・下水道事業会計（表2）



収益的収支（税抜き）



資本的収支（税込み）



※損益勘定留保資金・・・施設の減価償却費など現金の支出を必要としない費用により生じる企業内部で留保される資金